平成20年3月19日(水曜日)

議事日程第4号

平成20年3月19日(水曜日)午前10時開議

第	1	報告第 1号	専決処分報告について(平成19年度大仙市一般会計補正予算
			(第10号)) (所管委員長報告・質疑・討論・表決)
第	2	議案第 9号	大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
			(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第	3	議案第17号	大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
			(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第	4	議案第36号	大沢郷財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
			について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第	5	議案第37号	大仙市土地開発基金条例の一部を改正する等の条例の制定につ
			いて (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第	6	議案第43号	大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
			(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第	7	議案第10号	大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部を改正する条例の制定に
			ついて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第	8	議案第11号	大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定に
			ついて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第	9	議案第12号	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
			る条例の一部を改正する条例の制定について
			(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	. 0	議案第15号	大仙市人材育成基金条例の一部を改正する条例の制定について
			(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	. 1	議案第16号	大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制
			定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

tata .	and the factor of the second	
第 1 2	議案第18号	大仙市工業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第13	議案第19号	大仙市中沢工場団地条例の一部を改正する条例の制定について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第14	議案第20号	大仙市荒川鉱山跡地観光施設条例の一部を改正する条例の制定
		について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第15	議案第31号	大仙市試験研究圃場設置条例を廃止する条例の制定について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第16	議案第38号	大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施
		設条例等の一部を改正する条例の制定について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第17	議案第39号	大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の制定について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第18	議案第42号	太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指
		定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第19	議案第46号	大仙市営土地改良事業の計画の概要について
		(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第20	議案第13号	大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
		る条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 1	議案第14号	大仙市花の里づくり基金条例の一部を改正する条例の制定につ
		いて(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第22	議案第21号	大仙市老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第23	議案第22号	大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第24	議案第23号	大仙市生活支援ハウス設置条例の一部を改正する条例の制定に
		ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 2 5	議案第24号	大仙市仙北高齢者センター条例の一部を改正する条例の制定に
>14 = O	MANAGENIA — + A	ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
		··· (WDMLARXTHD RM 时間 XM)

第26	議案第25号	大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第27	議案第28号	大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第28	議案第29号	大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第29	議案第30号	大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第30	議案第32号	大仙市西仙北曲屋民家設置条例を廃止する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 1	議案第33号	大仙市西仙北雄物川河川敷運動広場条例を廃止する条例の制定
		について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 2	議案第34号	大仙市神岡幼児プール設置条例を廃止する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 3	議案第35号	大仙市仙北児童遊泳プール設置条例を廃止する条例の制定につ
		いて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 4	議案第40号	大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 3 5	議案第41号	大仙市地域ふれあいセンター条例の制定について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第36	議案第44号	大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第37	議案第45号	仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止に
		ついて (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第38	議案第52号	平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会
		計への繰入額の変更について
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第39	議案第53号	平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額
		の変更について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

第40	議案第54号	平成19年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更に
		ついて(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第41	議案第61号	平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会
		計への繰入れについて
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第42	議案第62号	平成20年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会
		計への繰入れについて
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第43	議案第63号	平成20年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れ
		について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 4 4	議案第64号	平成20年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第45	報告第 2号	専決処分報告について(平成19年度大仙市公共下水道事業特
		別会計への繰入額の変更)
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第46	報告第 3号	専決処分報告について(平成19年度大仙市一般会計補正予算
		(第11号)) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第47	報告第 4号	専決処分報告について(平成19年度大仙市公共下水道事業特
		別会計補正予算(第4号))
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第48	議案第26号	大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第49	議案第27号	大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
		の制定について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第50	議案第47号	市道の路線の認定、廃止及び変更について
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第51	議案第48号	工事委託に関する変更協定の締結について
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 5 2	議案第49号	平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更に
		ついて(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

第53	議案第50号	平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への
		繰入額の変更について
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第54	議案第51号	平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変
		更について (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第55	議案第55号	平成20年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第56	議案第56号	平成20年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
		(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第57	議案第57号	平成20年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについ
		て(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第58	議案第58号	平成20年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への
		繰入れについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第59	議案第59号	平成20年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰
		入れについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第60	議案第60号	平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れにつ
		いて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第61	議案第65号	平成19年度大仙市一般会計補正予算(第12号)
		(所管委員長報告・質疑・討論・表決)
第62	議案第80号	平成19年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算(第1号)
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第63	議案第66号	平成19年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4
		号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第64	議案第67号	平成19年度大仙市老人保健特別会計補正予算(第3号)
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第65	議案第69号	平成19年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第66	議案第70号	平成19年度大仙市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

第67	議案第	77号	平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
			会計補正予算 (第2号)
			(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第68	議案第	7 8 号	平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算
			(第3号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第69	議案第	7 9 号	平成19年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第2
			号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第70	議案第	6 8 号	平成19年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算(第
			3号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第71	議案第	7 1 号	平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算(第3
			号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第72	議案第	7 2 号	平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算(第7
			号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第73	議案第	7 3 号	平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第5
			号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第74	議案第	7 4 号	平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補
			正予算 (第4号)
			(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第75	議案第	7 5 号	平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正
			予算(第2号)
			(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第76	議案第	7 6 号	平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算(第
			5号) (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第77	議案第	8 1 号	平成19年度大仙市上水道事業会計補正予算(第4号)
			(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第78	議案第	8 2 号	平成20年度大仙市一般会計予算
			(所管委員長報告・質疑・討論・表決)
第79	議案第	8 6 号	平成20年度大仙市土地取得特別会計予算
			(総務委員長報告・質疑・討論・表決)

第80	議案第100号	平成20年度大仙市内小友財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第81	議案第101号	平成20年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第82	議案第102号	平成20年度大仙市荒川財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第83	議案第103号	平成20年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第84	議案第104号	平成20年度大仙市船岡財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第85	議案第105号	平成20年度大仙市淀川財産区特別会計予算
		(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
第86	議案第 83号	平成20年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第87	議案第 84号	平成20年度大仙市老人保健特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第88	議案第 85号	平成20年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第89	議案第 88号	平成20年度大仙市学校給食事業特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第90	議案第 89号	平成20年度大仙市奨学資金特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第91	議案第 96号	平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別
		会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第92	議案第 97号	平成20年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
		会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第93	議案第 98号	平成20年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第94	議案第 99号	平成20年度大仙市スキー場事業特別会計予算
		(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

第	9 5	議案第1	0 6 号	平成20年度市立大曲病院事業会計予算
				(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第	9 6	議案第	8 7 号	平成20年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第	9 7	議案第	9 0 号	平成20年度大仙市宅地造成事業特別会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第	9 8	議案第	9 1 号	平成20年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第	9 9	議案第	9 2 号	平成20年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 0	議案第	9 3 号	平成20年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計
				予算 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 1	議案第	9 4 号	平成20年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予
				算 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 2	議案第	9 5 号	平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 3	議案第1	0 7 号	平成20年度大仙市上水道事業会計予算
				(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 4	請願第	16号	循環型堆肥工場の建設に関することについて
				(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 5	陳情第	5 8 号	仙北西部漁業協同組合に対する補助金の大仙市における復
				活交付について
				(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 6	陳情第	7 2 号	水路改修に関することについて (委員会付託)
第 1	0 7	陳情第	7 0 号	民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める
				ことについて
				(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
第 1	0 8	陳情第	7 1 号	仙北中央農道(寺村橋~上り場)の大型車両規制に関する
				ことについて

(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

第109 陳情第 39号 市道(旧南外村道8号線)の改善について

(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

第110 陳情第 50号 旧南外村8号線の拡幅工事等について

(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

第111 陳情第 51号 誤った国土調査の修正と、用水路の復元について

(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第112 意見書案第48号 民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求め る意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第113 意見書案第49号 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第114 意見書案第50号 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書の提出に ついて (質疑・討論・表決)
- 第115 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
- 第116 議案第108号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第117 議案第109号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第118 議案第110号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第119 議案第111号 大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第120 議案第112号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第121 議案第113号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第122 議案第114号 大仙市太田国民休養地奥羽山荘条例を廃止する条例の制定 について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第123 議案第115号 財産の譲与について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第124 議案第116号 財産の無償貸付について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第125 議案第117号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指 定について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第126 議案第118号 平成19年度大仙市一般会計補正予算(第13号)

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第127 議案第119号 平成20年度大仙市一般会計補正予算(第1号)

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第128 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について

第129 議案第120号 副市長の選任について

(説明・表決)

出席議員(29人)

1番 大 坂 義 德 2番 佐 藤 文 子 3番 小 山 誠 治 4番 佐藤 5番 藤井春雄 6番 杉 沢 千恵子 隆盛 7番 佐々木 高 橋 敏 英 9番 昌 志 8番 10番 千 葉 男 健 11番 渡邊 秀俊 12番 金 谷 道 13番 斉 藤 博幸 14番 佐々木 洋 一 15番 大 野 忠夫 16番 武 田 隆 17番 菊 地 幸 悦 18番 佐藤 芳 雄 21番 門 脇 一 男 19番 橋 本 20番 大 山 利 吉 五. 郎 22番 23番藤田君雄 本 間 輝 男 24番 高 橋 幸 晴 25番 橋 村 26番 佐藤孝次 2 7 番 鎌 田 誠 TF.

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

市 栗 林 次 美 副 市 長 久 米 正. 雄 長 教 育 長 三 浦 憲 代表監查委員 田牧 貞 夫 企 画 部 長 総務部長 老 松博行 佐々木 正広 市民生活部長 健康福祉部長 吉峯夫 深谷 久 和 元 農林商工部長 \equiv 原 薫 建設部長 柴 田 勝 藤 病院事務長 曉 雄 水 道 局 長 良邦 富 畄 田口 教育次長 馬 教 育 次 長 今 井 聰 相 義雄 総務課長 進 藤 雅 彦

議会事務局職員出席者

田口誠一 事 局 長 参 高橋 薫 副 主 幹 伊 藤雅裕 副主 幹 加藤博 勝 主 任 菅 原 直 久

午前10時00分 開 議

○議長(大坂義徳君) おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは8番高橋敏英君であります。

- ○議長(大坂義徳君) 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。
- ○議長(大坂義徳君) 日程第1、報告第1号を議題といたします。本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。はい、11番。
- ○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

本会議第3日において、当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月 12日及び13日の2日間、常任委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経 過及び結果について報告いたします。

報告第1号「専決処分報告について(平成19年度大仙市一般会計補正予算(第10号))」のうち、当委員会に審査付託となりました、予防接種経費に関する予算につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 おはようございます。

ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月 12日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査をいたしましたので、 その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、報告第1号「専決処分報告について(平成19年度大仙市一般会計補正予算(第10号))」につきましては、当局からの予算内容の説明に対し、「除雪作業の委託に関して、出動回数と時間が業者によって調整されていないか」との質疑が行われ、当局からは「現在は詳細を把握していないので、各総合支所とも協力し、再度点検し報告したい」との回答がありました。

その後、格別なる討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は承認であります。 本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第2、議案第9号から日程第6、議案第43号までの 5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、 29番。

○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 おはようございます。

本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件について、去る3月12日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

議案第9号「大仙市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第17号「大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第36号「大沢郷財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、議案第37号「大仙市土地開発基金条例の一部を改正する等の条例の制定について」及び議案第43号「大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について」の5件につきましては、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本5件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第9号、議案第17号、議案第36号、議案第37号及び議案第43号の5件を一括して採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本5件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第7、議案第10号から日程第19、議案第46号までの13件を一括して議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長30番児玉裕一君。 はい、30番。

〇企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 おはようございます。

ご報告いたします。

今次定例会、本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月 12日及び13日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果 について、ご報告いたします。

最初に、議案第10号「大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部を改正する条例の制定について」、当局の説明に対し、質疑において、「廃止される施設については、他の施設に転用できないと思われるため、整備しないと不法投棄の温床になったりするもので、その辺の対策については」との質問に対し、「廃止施設については充分に対応していきたい」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下件名は省略いたします。

次に、議案第11号及び議案第16号の2件につきましては、当局の説明に対し、移動通信鉄塔の建設計画について及び肉用牛特別導入事業の返還システム等について質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本2件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、議案第15号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、 議案第31号及び議案第42号の7件につきましては、当局からの説明に対し、格別な る質疑、討論もなく、採決の結果、本7件は、出席委員の一致をもって、原案のとおり 可決すべきものと決しました。 次に、議案第38号につきましては、当局の説明に対し、質疑において「本料金の規定を変えると、この金額以内であれば指定管理者の範囲内で回数券等は発行できるのか」との質問があり、「原則入場料については、大人1日500円という上限設定されることになる。その範囲内であれば市と協議しながらその料金で設定できる」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議案第39号につきましては、当局の説明に対し、質疑において「奨学金は他の奨学金と併給できるか。また、就農7年後に離農した場合は奨学金は免除になるのか」との質問があり、「他の奨学金とは併給できない。7年間農業を専業とした場合は免除となる」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

次に、議案第46号につきましては、当局の説明に対し、質疑において「土地改良事業であれば受益者負担があるものと理解していたが、この事業は水田の用水等一切関係ないのか」との質問があり、「この事業は受益者が特定できない土地改良事業であり、市の責任において排水を良くし、整備しないと荒廃するため、排水路として整備するものである」との答弁がありました。さらに「事業完了後の管理方法はどうするのか」との質問に対し、「地域の方と3回ほど説明会を開いて、管理は地元ですることとしているが、協定を結んでお願いしたい」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第10号から議案第12号、議案第15号、議案第16号、議案第18号から議案第20号、議案第31号、議案第38号、議案第39号、議案第42号及び

議案第46号の13件を一括して採決いたします。本13件に対する委員長報告は原案 可決であります。本13件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本13件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第20、議案第13号から日程第44、議案第64号 までの25件を一括して議題といたします。

本25件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。 はい、11番。

○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第13号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第14号「大仙市花の里づくり基金条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号「大仙市老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第25号「大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」までの5議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本5案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」から 議案第30号「大仙市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について」までの 3議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、 本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号「大仙市西仙北曲屋民家設置条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「廃止後の施設は解体するのか」との質問があり、当局からは「廃止後も建物の管理は必要であるため、来年度予算にもその分を計上している。解体するとなれば2,100万円程度の金額がかかるため、慎重に検討していきたい」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、

出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。 次に、議案第33号「大仙市西仙北雄物川河川敷運動広場条例を廃止する条例の制定 について」から議案第35号「大仙市仙北児童遊泳プール設置条例を廃止する条例の制 定について」までの3議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の 一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号「大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「制度上、あるいは手続上に不都合があった場合は見直しもあり得るのか」との質問があり、当局からは「制度的な周知不足で不都合が生じた場合は、ある程度の見直しもできることになっている。市では普通徴収の予測を400人程度と見込んでおり、納められない場合の事情等を本庁や総合支所を含めて事前にある程度把握できる人数だと考えている。そういった事情を把握した上で納めていただけないということがないようにしたい。また、事情があって納付が困難な場合でも医療機関にかかれないということがないように、税務課や援護福祉課などの関係課と連絡をとって対応していきたい」との答弁がありました。

また、「後期高齢者制度の仕組みの周知について」の質問に対しては、「制度の周知 徹底については、まずは覚えようとしている方、あるいは覚えたいと思っている方々を 中心に説明し、その方々から周りの方々へ浸透していくような体制を作り、市民が不信 感や不満を感じることのないように努めたい」との答弁がありました。

そのほか2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「大仙市地域ふれあいセンター条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号「大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について」及び議案第45号「仙北市と大仙市の一般廃棄物の処理に係る事務の委託の廃止について」の2議案につきましては、関連があるため一括審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、「合併後3年にわたって中仙の分を受け入れできなかった理由は何か」との質問があり、当局からは「ごみについては大仙美郷クリーンセンターで処理可能だったが、し尿処理の部分については、当時は90%以上の処理量であったために受け入れできなかったが、現在はリニューアルしており、し尿の部分につ

いても受け入れが可能となったものである」との答弁がありました。

また、「仙北市に対する建設事業費等の今後の負担はどうなっていくのか」との質問に対しては、「起債の部分について平成24年度まで2,400万円程度の負担をしていくことになる」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、出席委員の 一致をもって、本2案は原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号「平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について」から議案第54号「平成19年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について」までの3議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号「平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて」から議案第64号「平成20年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」までの4議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本4案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番(佐藤文子君)【登壇】 それでは、私から反対討論をさせていただきます。

まず最初に議案第22号「大仙市長寿祝金条例の一部改正案」に反対討論をいたします。

改正案は、100歳長寿祝金を現行50万円から20万円に引き下げるものであります。

市民の長寿を祝い、福祉増進に寄与する目的で実施されてきた長寿祝金制度は、昨年、 対象年齢の縮小、今年は支給額の大幅減額、さらには合併協定書にも明記しているよう に5年を目途に廃止の方向が示されているところであります。これまで各地域が長らく 育んできた長寿を願い、長生きを喜べる思想は、合併し、大きく崩れようとしております。100歳長寿は健康でさえいれば誰にでもなれるというものではありません。現に過去3年で100歳に到達する対象者は75歳以上のお年寄りの1,000人に1人の割合であります。極めて稀なことには変わりありません。在宅で見事100歳を迎えられた高齢者を大いに喜び祝う社会の有り様として、100歳100万円が望ましいところでありますが、せめて現行の50万円を維持すべきと考え、本案には反対するものです。

以上です。

次に、議案第25号「大仙市国民健康保険条例の一部改正案」に反対討論をいたします。

改正案は、1点目に葬祭費7万円を5万円に引き下げる改正、2点目は、これまで老人保健法に基づき市が実施してきた40歳以上の基本健診が高齢者医療各法の施行によって特定健診として各医療保険者に実施が義務づけられたことに伴って、国保の保健事業の規定を整備するというものです。

市民の健康増進にかかわる仕事は地方自治体の根幹をなすものであり、市の一般財源で賄われるべきものと考えますが、高齢者等医療各法によって国保加入者の基本健診は国保で行い、財源も主に国保税で賄いなさいということになっております。そのため、もともと財政基盤の脆弱な国保会計に及ぼす影響は大変大きく、葬祭費の引き下げやがん検診の一部負担金助成の廃止、はり・きゅう・マッサージ助成と人間ドック助成の縮小などは、サービス後退の要因となっております。法改正に基づく条例改正案とはいえ、市民の健康保持及び国保運営に深刻な影響を与えかねないことから、本案には反対するものです。

続いて、議案第40号「大仙市後期高齢者医療に関する条例の制定」に反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳のお年寄りを年齢だけを理由に健保や国保から強制的に切り離し、独立した医療保険に加入させ、全員から保険料を取り立てた上、健診も医療給付も制限、差別するという、まったくもって高齢者を侮辱する制度であり、我が党は廃止を求めているところであります。

議案40号は、このような制度の実施に当たって市が行う事務について定めるものであり、その主なるものが高齢者からの保険料の徴収に関する事務であります。無収入の

人からも保険料を徴収する、年金月額1万5千円以上の人からは容赦なく年金天引きを行おうとするものであります。保険料は2年毎の改定で高齢者や医療費の増加で自動的に値上がる仕組みになることも明らかになっております。高齢者は介護保険料で年金収入の1割以上にも及ぶ天引きに辟易しており、さらに後期高齢者医療保険料が取られることで制度の全容について知れば知るほど怒りの声が広がっているところであります。法令による条例制定とはいえ、日本社会を支えてきたお年寄りに仕打ちとも言えるような制度の一翼を担うわけですので、当然賛成できるものではありません。

以上で反対討論を終わります。

○議長(大坂義徳君) ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第22号を採決いたします。 本件は、起立によって採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。 本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第25号を採決いたします。本件は、起立によって採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第40号を採決いたします。本件は、起立によって採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第13号、議案第14号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第28号から議案第30号、議案第32号

から議案第35号、議案第41号、議案第52号から議案第54号及び議案第61号から議案第64号までの20件を一括して採決いたします。本20件に対する委員長報告は原案可決であります。本20件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本20件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第44号及び議案第45号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件は、 委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しま した。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第45、報告第2号から日程第60、議案第60号までの16件を一括して議題といたします。

本16件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番大野忠夫君。 はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 報告いたします。

報告第2号「専決処分報告について(平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更)」及び報告第3号「専決処分報告について(平成19年度大仙市一般会計補正予算(第11号))」の2件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第4号「専決処分報告について(平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))」につきましては、当局からの内容説明に対し、還付加算金と延滞金の割合についての質疑があり、「還付するときは年4%くらいで、延滞金徴収は年14%台では不合理とならないのか。また事業所での所得の取り扱い方法はどうなるのか」との質疑に対し、当局からは「還付加算金と延滞金は地方税法上の規定に基づいたもの。また、所得については一時所得扱いで処理したいと話があった」との回答で

した。

その他に質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」及び議 案第27号「大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて」の2件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、 採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次 第であります。

次に、議案第47号「市道の路線の認定、廃止及び変更について」及び議案第48号 「工事委託に関する変更協定の締結について」の2件につきましては、当局からの内容 説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2 件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号「平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について」から議案第60号「平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて」までの9件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本9件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、報告第2号から報告第4号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は承認であります。本3件は、 委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本3件は、承認することに決しま した。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第26号、議案第27号、議案第

49号から議案第51号及び議案第55号から議案第60号までの11件を一括して採 決いたします。本11件に対する委員長報告は原案可決であります。本11件は、委員 長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本11件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第47号及び議案第48号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件は、 委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しま した。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第61、議案第65号を議題といたします。
 本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長29番竹原弘治君。
 はい、29番。
- ○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第65号「平成19年度一般会計補正予算(第12号)」について、当委員会に審査付託となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、不動産売り払い収入の内容についての質疑については、太田保育園跡地は面積が2,307.8㎡であり、単価は平米当たり5,200円で、総額1,200万円である。大曲給食センター跡地については、敷地が1,844.65㎡であり、単価は平米当たり2万9,200円であるが、建物解体費用に2,100万円ほどかかり、差引額が公募によって3,300万円の収入であるとの答弁がありました。

また、財産管理費の負担金補助及び交付金についての質疑については、廃止された大 沢郷財産区から市へ土地については譲渡されたが、立木の売払収入については分収割と して7割から9割が地元で立ち上げた「里山を守る会」へ交付されるもので、今回は売 払収入金額の9割分として交付するものであるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべき ものと決した次第であります。 以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。

○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第65号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」につきまして、 当委員会に審査付託となりました所管の歳入・歳出予算について、当局の説明に対し、 質疑において、大仙市農業後継者育成修学資金について、「利用者が1人と言うことは 農業後継者が増えなかったのか。または資金を利用しなくても後継者が育ったのか」。 また、「この事業の対象者は農業施設に研修に行く場合も対象となるのか」との質問に 対して、「市の貸付金は月額4万円であるが、ほかに額の多い奨学金の貸し付けもあり、 今後、広報等でさらにPRして利用者の増加に努めていきたい」。また、「貸し付けは、 あくまで農学関係の大学に進む方のみ対象となる」との答弁がありました。さらに「農 業後継者を確保するためには、他の奨学金並にする等もう少し経費をかけて単価を上げ ても良いのでないか」との質問があり、「この貸付金は月額4万円であるが、今後検討 してみたい」との答弁がありました。

次に、集落営農法人化推進事業費について、「平成19年度の農業支援センターの活動は、集落営農等の設立の支援等が多かったと思われるが、今後の支援センターの役割は、営農指導等が増えてくると思われる。そのためには指導員等を配置するべきと思うがいかがか」との質問があり、当局より「今の支援センターについては、いろいろ検討しているところであり、平成20年度は指導を主に活動していく観点でいるが、今後は組織を再度見直して、JAと共同歩調をとりながら複合作物の強化などについて検討していく」との答弁がありました。さらに、「支所単位でJAと役所が一緒になった指導体制を確立すべきで、そうすることで身近で地域に合った指導ができるのでないか」との質問に対して「従来から指導センターがあったが、現在はほとんど機能していない状況にあり、機能強化のため再度検討して地域に合った指導体制をとっていく」との答弁がありました。

ほかに、移動通信用鉄塔施設整備事業について、森林病害虫防除対策費について等の

質問がありましたが、当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の 一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。 次に、教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。はい、11番。

○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第65号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「灯油価格の高騰による小中学校の暖房への影響は」との質問があり、当局からは「昨年の12月議会で補正をいただいており、その部分についての手当は問題ないと考えている。また、古い型式のストーブを使っている学校に対しては、今般の協和地域の小学校統合により廃校となる小学校にあるストーブを再利用したいと考えている」との答弁がありました。

また、「公民館の自主事業について軒並みマイナスになっているが、その理由をどう考えているか」の質問については「事業の選定については、集客が確実に見込めるものを一番の目標にしているわけではなく、市民の方々に見ていただきたいものなどを選定している。想定した価格の中で全席が売れるという積算をし、目標として頑張っているが、目標値に到達しなかったことについては宣伝の不足、あるいは周知の方法等について検討すべき点があったと考えている」との答弁がありました。

その他、水害対策用の排水ポンプについての質問など、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第65号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「平成19年度において予算額と工事請負額の差額は、およそ幾らになるのか」との質疑があり、当局からは「2月補正における合計では、当初予算と比較して約2億1,800万円の開きはあるが、請負差額の実態はつかんでいない」と答弁がありました。

また、「各総合支所の建設課では地域としての要望が数多く出されており、住民の声を少しでも引き上げるように工事請負費の差額を少しでも使えるようにできないのか」との質疑では、「あくまでも大仙市総合計画に則って実施計画を組んでいるので、予算で箇所付けされた以外は施工できず、別途、財政課等との協議が必要」との答弁でした。さらに、「財政上からすれば確かに請負差額分を減額して翌年度にまわすのが最善であろうが、地域の要望は数多くあるのだから、請負差額が生じたら実施計画に載っている工事箇所を前倒ししてまでも施工できるシステムを確立し、住民要望の一つでも解決できるようにお願いしたい」と要望がありました。

その他の質問もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席 委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。 報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第65号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま した。

- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第62、議案第80号を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、29番。
- ○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第80号「平成19年度大仙市大沢郷財産区特別会計補正予算(第1号)」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま した。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第63、議案第66号から日程第69、議案第79号 までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。は い、11番。

○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第66号「平成19年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」 及び議案第67号「平成19年度大仙市老人保健特別会計補正予算(第3号)」の2議 案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本 2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第69号「平成19年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第3

号)」及び議案第70号「平成19年度大仙市奨学資金特別会計補正予算(第1号)」 の2議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもっ て、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号「平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)」から議案第79号「平成19年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算(第2号)」までの3議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号及び議案第77号から議案第79号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第70、議案第68号から日程第77、議案第81号 までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第68号「平成19年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」 につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「移転補償に際し、交渉が難 航し、年度内に決着がつかず繰り越し明許している例があるが、再度交渉する場合はど こに歯止めをかけてやっているのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「本来は繰り越しのないように進めているが、1月に入っても交渉が先に進めないような物件であれば繰り越しという手続きに入るが、中にはこの手続きが済んでから決まったという例もある。繰り越しするから交渉はしないという状況ではなく、常に交渉は続けている状態である」と答弁がありました。

また、「再交渉すれば、当初の金額よりも高くなっていないのか」との質疑では、「交渉は土地、仮換地、そして建物の問題があるので一気にできずに遅れてしまうことがあるが、交渉に入った段階の単価で次の年に入っても同じ単価でお願いしている。ただ、補償項目の中で落ちている項目があるとすれば、当然に見直しをかけている。交渉中に値段を上げるということは行っていない」と答弁がありました。

そのほかには質疑・討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致 をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号「平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)」から議案第81号「平成19年度大仙市上水道事業会計予算(第4号)」の7件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本7件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第68号、議案第71号から議案第76号及び議案第81号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時10分に再開した

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(大坂義徳君) 日程第78、議案第82号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長29番竹原弘治君。 はい、29番。

○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第82号「平成20年度大仙市一般会計予算」について、当委員会に付託となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、質疑において「地方交付税は前年度より減額計上となっているが、交付税で新たに算入されている地方再生対策費について、大仙市ではどのくらいの金額か。また、使い道に縛りは考えているのか」との質問には、「交付税の地方再生対策費については、国から示された地方財政計画の中で基準財政需要額に算定されていて、今現在では5億3,851万円6千円が試算している額であり、自由に使えるものである。福祉や教育などで市が上乗せしている部分に一般財源として活用されていると理解していただきたい」との答弁がありました。

また、納税貯蓄組合への補助金についての質疑や「職員数が減っている中で人事配置についてどういう観点で行うか」などの質疑があり、「納税貯蓄組合への補助金については、納税貯蓄組合法に則り事務経費として交付しているものであり、組合数は722で、金額にして1人当たりでは612円、10人未満の組合には3,825円、10人以上で7,650円の補助金である」との答弁がありました。

人事配置については、「大仙市は合併直後であることから、類似団体と比較して職員数が多い状況にあるが、削減については一定の水準に近づけるために実施しているもので、必要以上には削減しているものではない。また今後、退職等により職員数がさらに減っていくことから、職員の意識改革を一層図り、市民サービスの確保に努めたい」との答弁がありました。

その他、数件の質疑の後、討論において「職員数や給与の削減、普通建設事業費の削

減は住民サービスや市税収入への影響など問題が多く、国の地方財政計画に沿った本予 算には賛成できない」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した 次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。

○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第82号「平成20年度大仙市一般会計予算」につきまして、当委員会に審査付託となりました所管の歳入・歳出予算について、当局の説明に対し、質疑において、企画部に関して、韓国青少年ツアー受け入れ事業について「国際交流事業については、いずれ国際交流協会を設立してNPO法人に事業を持たせて活動をしたいということだが、その進行状況は」との質問に対し、「国際交流事業は、将来、国際交流協会へ委託することを考えている。年度内に大仙市国際交流協会を立ち上げたい」との答弁がありました。

次に、ふるさと納税制度について、「100万円の予算を計上しているが、どのようなPRをしていくのか」との質問に対し、「基本的にはダイレクトメール、あるいは市のホームページで、特徴づけた事業についてお知らせしたり、首都圏のふるさと会において、その趣旨等について説明しながらお願いしたい」との答弁がありました。

次に、平成20年度の補助金について、「平成19年度で補助金審査委員会を立ち上げて議論したが、20年度の補助金で審査委員会の意見が反映された予算はあるのか」との質問に対し、「総合政策課では、おおむね審査委員会の理解をいただいた内容だと思う。ただ、市の財政が厳しいことから企画の負担金については、活動が低調な団体からは脱退する形をとり、負担金の削減を図った」との答弁がありました。

次に、行政評価について、「いろんな施策について目標としたところにどの程度近づいたのか統計的に把握するものの見方が必要と思うがどうか」との質問に対して、「統計資料は18年度に作成し配布したが、その後についてはデータ上では加除をしている。

印刷となると経費上の問題があり、一定の時期に冊子を作るしかないと思う」との答弁 がありました。

さらに、「年度ごとに統計が出ていても、業務上どんなところに効果が出たのか数字でとらえないと行政評価でないと思う。基礎資料にもなるし、各課でも調べておく必要があるのでないか。今後も是非取り組んで欲しい」との質問に対し、「統計資料は有効活用していくものだと思う。今後、各課の施策を示す段階で統計資料を使えるような形で検討してみたい」との答弁がありました。

ほかに、市民協働型子育て支援モデル事業費について、国際アジア民族学会関連事業 費について、第三セクターの貸付金について等の質問がありました。

次に、農林商工部に関して、産地づくり推進事業費のうち、菜の花作付け拡大について、「菜の花の作付けから栽培、製品まで経費がかかるわけだが、それは農業者が行うことか」との質問に対し、「このことについては、出荷奨励助成ということでキロ当たり100円の助成をする予定である」との答弁がありました。

さらに、「菜の花作付け拡大推進事業は今回からできたわけだが、このようなことは、 ある程度将来ビジョンを据えてかかるべきでないか。バイオマスタウン構想を組んで、 菜の花をどういう方向に持っていくか、どういうパターンで栽培を拡大するのか、大仙 市の菜の花ビジョンを組んで取り組んでいただきたい」との意見がありました。

また、「来年度は転作率が上がり、大仙市で約600町歩増の転作目標面積であるが、その中で転作をうまく活用して収入を上げることをやらなければならないと思う。大仙市の経済は農家が良くなると活性化してくると思われるので、大仙市の活性化のため、新しい技術や施策を考えていただきたい」との要望がありました。当局より「今まで戦略作物・重点作物を市で掲げていたが、JA任せという状況になっている。市でもJAと歩調をとらなければならないが、今後の推進策について関係者と相談して、良い方向に持っていきたい」との答弁がありました。

次に、誘致企業対策の件について、「工業団地を作ることと企業が来ることは別の話である。地元の企業と連携しないと新しい企業は来れないと思われるが、定期的に地元企業を訪問したり、情報交換は行っているのか」との質問に対し、「企業訪問はできる限り巡回するようにしている。市内の企業については、100回程様々な形で出かけており、市外についてもかなりの数訪問し話を聞いている。平成20年度からは、積極的、専門的に活動する形をとりたい」との答弁がありました。

ほかに、森林病害虫防除推進対策費について、農業振興費負担金について、中心市街地賑わい創出事業費について等の質問がありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。
 - 次に、教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。はい、11番。
- ○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第82号「平成20年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「ごみ不法投棄監視員の体制について」の質問があり、当局からは「現在、旧市町村単位に2名あるいは3名ずつ配置して、月1回のパトロールをしていただいている。ごみ有料化の説明会で市内を回った際に、不法投棄が増えることを心配する住民の意見が多く、これを受けて20年度からは現在の18名の監視員を20名に増員し、パトロール回数も月1回から月3回に増やして強化を図っていきたいと考えている。また、監視用のカメラも設置して、パトロール以外でも常に監視できる体制を作っていきたい」との答弁がありました。

また、「保育アドバイザーのあり方について」の質問については、「保育アドバイザーについては、単に机上で仕事をするだけではなく、実際にそれぞれの保育現場に出向いて現場の声を聞き、一人一人の子供に応じた適切なアドバイスや対応ができるよう、また、全体的な視点にも立って支援ができるよう、ある程度支援を要する子供の保育に携わった経験のある方を検討している」との答弁がありました。

また、「市全体として事業の圧縮が図られている時期に、新規事業で陸上競技場整備計画調査費を組んだ背景は何か」との質問については、「仮に陸上競技場を建設した際の財政への影響や施設の運営、利活用の状況、あるいはランニングコストなどに軸足を置いた視察とするための経費として予算計上させていただいたものである」との答弁がありました。これに対し、「今の段階で大仙市に陸上競技場を建設する必要性、または

緊急性があるのか。建設費や維持管理費、費用対効果が見込めるかなどの試算があってからの話ではないのか」との質問があり、当局からは「この調査費の執行については慎重に、教育委員会内部でも十分検討しながら、市長部局とも協議を重ねて、視察の実施の有無も含めて再検討させていただきたい」との答弁がありました。

そのほか、自殺予防対策についてや各市民会館管理費の算定基準についてなど、2、3の質疑等がありましたが、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第82号「平成20年度大仙市一般会計予算」につきましては、当局からの予算内容説明に対し、「道路維持管理費が前年度よりも760万円ほど増額。また、新設改良費については前年度より1億8,000万円ほどの減額になっているが、各総合支所からの要求額は幾らあったのか」との質疑があり、当局からは「道路維持管理費は要求額が2億7,300万1千円。また、新設改良費は4億641万2千円が積み上げ金額である」と答弁がありました。これに対して委員からは「議案第65号での要望事項と同じように、各総合支所における地域の要望は数多くあるのだから、請負差額が生じたら実施計画に載っている工事箇所を前倒ししてまでも施工できるシステムを確立し、住民要望を解決できるようにお願いしたい」と要望がありました。

そのほかに質疑・討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致を もって、本件は原案のとおり開決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。 2番佐藤文 子君。はい、2番。

○2番(佐藤文子君)【登壇】 私は、議案第82号、平成20年度一般会計予算案に反対討論を行います。

小泉、安倍と続いた構造改革路線は、地方と国民に大きな痛みを押し付け、貧困と格差を広げております。特にお年寄りへの大増税や負担増、医療、介護、障害者の施策制度の改悪、雇用・農業破壊などが国民全体を襲っております。また、地方財政の大幅削減や市町村大合併は、地方に一層の疲弊感をもたらしております。

平成20年度は、このような構造改革の小泉、安倍内閣のもとで、過去に決定された 新たな国民負担を伴う制度が次々と具体化される年であります。後期高齢者医療制度を 初め、65歳から74歳までの世帯主が支払っている国保税を年金から天引きする。療 養病床の食事、居住費の負担が65歳から69歳まで拡大されるなど、負担増のオンパ レードであります。

本予算案は、高齢者はもちろん医療従事者にとっても、自治体にとっても困難を強い る後期高齢者医療制度関連の繰出金を含んでおります。

また、20年度、国の地方財政計画の特徴を見ますと、構造改革路線、特に18年度の骨太方針の歳出・歳入一体改革による地方財政の抑制路線をしっかり基本として踏襲しつつも参議院選で示された地方の氾濫への対策として、地方交付税においては地方再生対策費が盛り込まれ、増額となったことでありますが、地方再生対策費は人口が少なく農村・漁業者、高齢者の多い、しかも高地、林野面積の広大な自治体にとって有利なので、当市には5億3,851万円ほどの交付が見込まれるとのことでありました。その使い途も農業所得向上策や高齢者の福祉施策に回すことが望ましいものと考えますが、この分野においては目新しいものがなく、むしろはり・きゅう・マッサージ助成の縮減や長寿祝金の減額、老人憩いの家の廃止など予算削減が目立っているところであります。

さらに、地方財政計画の歳出で最も大きく減っているのが給与関係費でありますが、 当市においても集中改革プランに沿って職員数の削減、給与の削減を進めているところ であります。常任委員会で確認しましたところ、今後、各総合支所等で一律人員削減を 計画しているとの答弁がありましたが、地域住民の要望に機敏に対応できるものなのか、 役所が一層遠くなったという思いを強くしないのか心配なところであります。

以上、地方財政計画との関係で幾つか問題点を指摘しましたが、市当局は国の国民い

じめ、地方いじめの狭間で大変苦労の多い行財政運営を強いられていることは重々理解できますし、また、全国トップクラスの乳幼児医療や妊婦健診、施設入所の障害者の利用料負担の軽減など高く評価できる点はあるものの、総じて国の地方財政方針に従ったものであるということで、本案は認められないものであります。

以上で終わります。

○議長(大坂義徳君) ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を原案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- ○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第79、議案第86号から日程第85、議案第105 号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、 29番。

○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第86号「平成20年度大仙市土地取得特別会計予算」、議案第100号「平成20年度大仙市内小友財産区特別会計予算」、議案第101号「平成20年度大仙市大川西根財産区特別会計予算」、議案第102号「平成20年度大仙市荒川財産区特別会計予算」、議案第103号「平成20年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算」、議案第104号「平成20年度大仙市船岡財産区特別会計予算」及び議案第105号「平成20年度大仙市淀川財産区特別会計予算」の7件につきましては、格別なる質疑・討論はなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本7件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第86号及び議案第100号から議案第105号までの7件を一括して 採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長 報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本7件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第86、議案第83号から日程第95、議案第106 号までの10件を一括して議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。 はい、11番。

○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第83号「平成20年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」から議案第85号「平成20年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」までの3議案につきましては、 当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第88号「平成20年度大仙市学校給食事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において「4月から物価上昇が予想されるが、給食材料費等の年度途中での補正、あるいは給食費の値上げは考えられるか」との質問があり、当局からは「食用油については既に上がってきており、また、4月からは小麦や牛乳などについても上がるとの知らせを受けており、かなり厳しいと予想しているが、給食費については10期分に分けて納付していただいているものであり、年度途中での納付書の差し替えは不可能である。当面は学校給食センターの栄養士さん達の創意工夫により対応することとし、20年度の値上げは考えていない」との答弁がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、出席委員の 一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第89号「平成20年度大仙市奨学資金特別会計予算」につきましては、 当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべ きものと決した次第であります。

次に、議案第96号「平成20年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算」から議案第98号「平成20年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」 までの3議案につきましては、関連があるため、一括審査いたしました。

当局からの内容説明に対し、質疑において「介護老人福祉施設介護サービス事業では、これまでの4施設から3施設になったのにもかかわらず繰入金が増えている。老人保健施設でも同様に繰入金が増えているが、この要因は何が考えられるか」との質問があり、当局からは「介護老人福祉施設については、収支で比較的安定していた愛幸園が法人移行したことと、愛幸園の公債費が引き続き本予算に組み込まれていること。また、19年度当初予算では半額計上していた職員の特殊勤務手当が20年度予算では満額計上されていることによる繰り出し増などが考えられる。また、介護老人保健施設については、同じく特殊勤務手当の満額計上と利用者の介護度の低下等に伴う収入の減による繰り出し増が考えられる」との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決し た次第であります。

次に、議案第99号「平成20年度大仙市スキー場事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第106号「平成20年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、 当局からの内容説明に対し、質疑において「起債の償還について」の質問があり、当局 からは「病院建設による3件の償還があり、最終年度は平成38年度となっている」と の答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した 次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文

子君。はい、2番。

○2番(佐藤文子君)【登壇】 私は、まず議案第83号、平成20年度大仙市国民健康 保険事業特別会計予算に反対討論をいたします。

反対の理由の第1は、大変問題が多く、我々、また全国512の自治体などが中止・撤回を求める後期高齢者医療制度の実施を前提とした予算編成であること、第2には、新制度と関連し、議案第25号でも申し上げましたように、新制度と関連し、特定検診が国保での実施が義務づけられたことに伴って、葬祭費の引き下げやがん検診の一部負担助成の廃止、人間ドック助成の縮減などすぐれたサービスの後退に大きな影響を及ぼしております。そうした予算編成であることから反対をするものです。

以上です。

続いて、議案第85号、平成20年度後期高齢者医療特別会計予算に反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は議案第40号でも指摘しましたように、高齢者の新たな保険料 負担と差別医療を押し付け、市の保健事業や国保運営にも大きな混乱をもたらすもので あり、我が党は後期高齢者医療制度廃止を求めているものです。同制度実施前提の予算 を認めるわけにはいかないのであります。

以上で反対討論を終わります。

○議長(大坂義徳君) ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第83号を採決いたします。 この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件 は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第85号を採決いたします。この 採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、 委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されまし

た。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第84号、議案第88号、議案第89号、議案第96号から議案第99号及び議案第106号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第96、議案第87号から日程第103、議案第 107号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第87号「平成20年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し「事業の進捗率を見れば事業費ベースで86%、建物移転、仮換地はそれよりも10%ほど低くなっているが、建物移転も100%まで持っていくとなれば事業費は間に合うとの解釈で良いのか」との質疑がありました。これに対し当局からは「事業費ベースでの算定となる259億3,000万円という金額は平成14年に実施計画の見直し作業で割り出した事業費で、実際はその後の実績等も踏まえて積算している。住宅市街地総合整備事業という新しい事業も入っており、合わせて大体310億円の総事業費で試算しているので実際の進捗率は76%くらいである。合併特例債適用期間は平成26年度までであり、大花地区は特例債の対象ということから県とも協議し、平成26年度までには家屋移転並びに道路築造工事等を終わらせたいと現在調整中である」と答弁がありました。

さらに委員からは「市長の一般質問の答弁では、事業費は300億円かかり、平成24年には事業を完了したいと言っているのに、事業費も増額し、期間も2年延びるとなる説明責任はどうするのか」との質疑があり、当局からは「平成24年度までに完成させたいという市長の強い要望もありましたが、その当時の計画からすると半分以上も予算的に確保できるということで、非常に厳しい状況となっている。財政や総合政策課

の大仙市総合計画等との照らし合わせをすると、予定どおりの予算を区画整理事業に配置するのには無理があるということで、今も盛んに総合計画の見直しについて検討しているところである。その見直し作業の説明資料を6月末までに作成した上で議会に説明したい」と答弁がありました。

さらに委員からは、「事業費の件は平成24年度までは認めざるを得ないと思っていた。しかし、まだまだ気の長い話なので、ある程度の事業を縮小してまでも止める時期に入っているのではないか」との質疑には、「早く終わらせたいという気持ちはあるが、事業の性格上、土地を買収しないかわりに道路や公園等の用地を同じ条件のもとに提供して頂いている。こういう方が半分以上も済んでいることで、予算がないから一部区域を外しますでは整合性が取れずに、救いようのない人も出てくるので最後まで完了させたい」と答弁がありました。

また、「都市再生住宅は52戸あり、入居する部屋を満室にすることはできるのか」との質疑では、「計画初期段階はその事業に関係する方々の仮設住宅的なもので、これから移転する方々の要望等を加味した上での数字で、アンケート調査においても52戸以上の方々から要望があった。事業が終わっても通常の市営住宅として需要があるという結果が出ているので十分満室になると考えている」と答弁されました。

そのほか2、3の質疑もありましたが、討論もなく、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第90号「平成20年度大仙市宅地造成事業特別会計予算」から議案第94号「平成20年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算」までの5件につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本5件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第95号「平成20年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、角間川地区の農業集落排水事業分担金の取扱いと、その地元説明会の分担金に対する評価と接続者の割合についての質疑がありました。これに対し当局からは、「大曲地域については、旧大曲市の分担金条例により30万円の限度額となっており、処理区域の90%以上の方々から同意を頂いているので、接続頂けるものと確信している」と答弁がありました。

また、「平成26年までに農業集落排水事業等の料金設定の統一に向けての説明が行われたが、毎年度料金を定めて議決していく考えなのか」の質疑には、「平成19年度に議決いただいた改定は平成20年度からの改定のもので、今後は、改定時にその都度議決が必要となるので、よろしくお願いしたい」と答弁がありした。

その他に質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のと おり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第107号「平成20年度大仙市上水道事業会計予算」につきましては、 当局からの予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員 の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義德君) 質疑なしと認めます。

これより議案第87号、議案第90号から議案第95号及び議案第107号までの8件を一括して採決いたします。本8件に関する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

○議長(大坂義徳君) 次に、日程第104、請願第16号、日程第105、陳情第58 号及び日程第106、陳情第72号の3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。

○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました請願第16号「循環型堆肥工場の建設について」につきましては、1月22日に委員会を開催し、先進地であります岩手県花巻市の岩手コンポスト株式会社を視察し、会社設立の経緯、経営内容等伺ってきました。

また、2月18日には委員会の開会前に、請願者より請願の趣旨等について確認いた

しました。請願者は、循環型堆肥工場の建設は大仙市が直営で建設することを要望しているのではなく、その計画が入ったバイオマスタウン構想を立ててもらいたいという趣旨で、市がこの計画を持たなければ国からの補助金が下りないということから、国の補助金をもらえる体制づくりをして、でき上がった後の運営については検討していただきたいといういうことでありました。

以上のことを確認の上、委員会を開会し、委員からは「バイオマスタウン構想を立てることは良いことで、今後立てなければならないことである」等の意見があり、採決の結果、請願者の願意は妥当と認め、本請願は出席委員の一致をもって、採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情第58号「仙北西部漁業協同組合に対する補助金の復活交付に関することについて」につきましては、当局に対し、補助金削減の経緯等について説明を求めました。当局より「19年度の補助金は組合間で差があればうまくないということで一律にさせてもらった。この後(平成20年度)については、事業の計画及び実績を提出していただき、それに基づいて補助金を交付したい」との説明がありました。

委員からも「同じ事業でも内容により補助団体に上限があっても良いし、そのときの条件となる積算根拠を公開すればいいのでないか。また、補助金の復活には賛成できないが、補助金の削減は一律でなく、事業の実績に応じて補助金を出すべきでないか」との意見がありました。

採決の結果、陳情者の願意は不適当とし、本陳情は出席委員の一致をもって、不採択 すべきものと決しました。

次に、陳情第72号「水路改修に関することについて」につきましては、現場を確認し、慎重審査の結果、陳情者の願意を妥当とし、採決の結果、出席委員の一致をもって 採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第16号を採決いたします。 本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

次に、これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第58号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。 本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立なしであります。よって本件は、不採択とすることに決しま した。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第72号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

この際、昼食の時間になりましたけれども、日程の関係上、第111までやらせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

○議長(大坂義徳君) 日程第107、陳情第70号及び日程第108、陳情第71号の 2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長11番渡邊秀俊君。は い、11番。

○教育民生常任委員長(渡邊秀俊君)【登壇】 ご報告いたします。

先の平成19年第4回定例会で継続審査としておりました、陳情第70号「民法第772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求めることについて」につきましては、当

局にその後の動向等の参考意見を求め、慎重に審査いたしました結果、その願意を妥当 とし、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決しました。

次に、本会議第3日において当常任委員会に審査付託となりました、陳情第71号「仙北中央農道(寺村橋~上り場)の大型車両規制に関することについて」につきましては、当局からの参考意見のほか、現地視察を行い、陳情箇所の現状等を確認した結果、その願意を妥当とし、出席委員の一致をもって、本件は採択すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義德君) 討論なしと認めます。

これより陳情第70号及び陳情第71号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、採択することに決しま した。

○議長(大坂義徳君) 次に、日程第109、陳情第39号から日程第111、陳情第 51号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

継続審査となっておりました陳情第39号「市道(旧南外村道8号線)の改善について」から陳情第51号「誤った国土調査の修正と、用水路の復元について」までの3件につきましては、慎重に審査しましたが、委員からは、まだまだ引き続き調査を要するので継続審査をしたい旨の意見も提出されましたが、継続審査については賛成少数によ

り否決となりました。

引き続き、本3件の陳情を慎重に審査しましたが、「訴訟になった経緯もあり、土地 に絡んだ個人的な相談事案を議会として判断するのは馴染まない」との意見があり、出 席委員の賛成少数により、本3件は不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第39号を採決いたします。 この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を 採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立なしであります。よって本件は、不採択とすることに決しま した。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第50号を採決いたします。この 採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択 することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しま した。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第51号を採決いたします。この 採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択 することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(大坂義徳君) 起立なしであります。よって本件は、不採択とすることに決しま した。 申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開したいと思います。どうもご苦労さんでした。

午後12時07分休憩

.....

午後 1時07分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(大坂義徳君) 日程第112、意見書案第48号から日程第114、意見書案第 50号までの3件を一括して議題といたします。

意見書案第48号は教育民生常任委員長から、意見書案第49号及び意見書案第50号の2件は杉沢千恵子君ほか2名から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第48号から意見書案第50号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本3件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、意見書案第48号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託はいたしません。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件中、意見書案第49号及び意見書案第50号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件については、委員会付託を 省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第48号から意見書案第50号までの3件を一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第48号から意見書案第50号までの3件が議 決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、 その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第115、これより平成20年2月1日告示、秋田県 後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、大仙市議会における投開票を行います。 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(大坂義徳君) 在席議員の数を確認いたします。在席議員の数は29名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員区分であります。

広域連合議会議員の市議会議員区分について投票を行います。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(大坂義徳君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(大坂義徳君) 投票箱は異常ないものと認めます。 それでは、投票を開始いたします。 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

(事務局職員点呼、投票)

○議長(大坂義徳君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義德君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(大坂義徳君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番佐藤隆盛君、14番佐々木洋一君、26番佐藤孝次君を指名いたします。したがって、3人の皆様に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(大坂義徳君) 開票が終了いたしました。

投開票の結果を報告いたします。

広域連合議会議員市議会区分について報告いたします。

投票総数29票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票25票、無効投票4票。

有効投票中、1番加賀谷千鶴子7票、2番大坂義德18票。

以上のとおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投開票結果の報告までとなっております。

なお、当選人は選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数 を集計し、決定となります。

これをもちまして平成20年2月1日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 の補欠選挙、大仙市議会における投開票を終了いたします。

○議長(大坂義徳君) 次に、日程第116、議案第108号から日程第127、議案第 19号までの12件を一括して議題といたします。 提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長(老松博行君)【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

はじめに資料No.6の議案書をご覧いただきたいと思います。資料No.6であります。 1ページと 2ページになります。

議案第108号、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成18年度及び平成19年度の市議会議長、副議長及び議員の報酬月額をそれぞれ5%減額させていただいておりますが、平成20年度におきましては、それぞれ7%に当たる3万6千円、3万3千円、3万1千円を減額させていただくものであります。

なお、この件に関しましては、平成20年3月4日に開催いたしました大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得ております。

次に、3ページと4ページになります。

議案第109号、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例案の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、市長の給料月額を平成18年度は10%、平成19年度は13%、副市長の給料月額は平成18年度が8%、平成19年度は11%減額しておりますが、引き続き平成20年度も市長が13%に当たる12万7千円、副市長は11%に当たる8万5千円を減額するものであります。

なお、この件に関しましても大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得 ております。

次に、5ページと6ページになります。

議案第110号、大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、教育長の給料月額を平成18年度は6%、平成19年度は8%減額しておりますが、引き続き平成20年度におきましても8%に当たる5万6千円を減額するものであります。

次に、7ページ・8ページになります。

議案第111号、大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。 本案は、市の財政状況を勘案し、常勤監査委員の給料月額を平成18年度は5%、平成19年度は7%減額しておりますが、引き続き平成20年度におきましても7%に当たる4万4千円を減額するものであります。

次に、9ページ・10ページになります。

議案第112号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成19年度における一般職の職員の給料の月額を職務に応じてそれぞれ100分の3.5、100分の2.5、100分の1.5の率で減額しておりますが、平成20年度におきましては、これを100分の3.25、100分の2.25、100分の1.25として減額するものであります。

なお、手当の額等には影響させないこととしており、単労職につきましても規則において同様に減額することとしております。

次に、11ページから13ページまでとなります。

議案第113号、大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で 給与上、特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと 認められるものに対しまして支給される特殊勤務手当に関しまして、給料で考慮されて いる勤務と認められるものや業務委託等によりその対応が変化しているものにつきまし て、今般、手当の廃止やその算定基礎の見直しなどを行うものであります。

具体的な改正内容についてでありますが、市税事務等に従事する職員の手当につきましては、市税の賦課のための外勤及び面接調査に係るものを廃止し、徴収または滞納処分のために外勤し、面接相談や直接徴収事務に従事した場合に限定するものであり、税外諸収入金の徴収事務に係る規定を市税の規定に合わせて規定するほか、手当の算定基礎を勤務1日につき300円から200円に改めるものであります。

防疫等の作業に従事する職員の手当につきましては、算定基礎を処理作業1件から従事した日1日に改めるものであります。

福祉事務所の生活保護ケースワーカーの手当につきましては、算定基礎を勤務1月につき6千円から従事した日1日につき300円に改めるものであります。

家畜防疫作業に従事する職員、特殊自動車の運転業務に従事する職員、保健活動に従

事する職員、下水道マンホール内で現場作業に従事する職員の手当につきましては、廃 止するものであります。

火葬作業に従事する職員の手当につきましては、算定基礎を火葬1体から従事した日 1日に改めるものであります。

老人保健施設、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及びケアハウスで介護・看護業務に従事する職員並びに病院に勤務する医師及び薬剤師以外の職員の手当につきましては、廃止するものであります。

このほか、大仙市太田国民健康保険診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例を含めまして、所要の規定の整理を行い、平成20年4月1日から施行するものでありますが、老人保健施設、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター及びケアハウスで介護・看護業務に従事する職員の手当につきましては、経過措置といたしまして平成20年度から平成22年度までの間、減額して支給することとしております。

次に、14ページから20ページまでになります。

議案第114号から議案第117号までの4件につきましては、それぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

太田国民休養地奥羽山荘の運営につきましては、累積赤字が大きく、現状のままでは 今後とも増加するものと見込まれることから、抜本的な対策を講じる必要に迫られてお ります。このため、営業種目の縮小、規模を縮小しての建て替えなど種々の方策を検討 いたしましたが、いずれも抜本的な対策になり得ず、また、指定管理者である第三セク ターも奥羽山荘の運営から退くこととしたところであります。

奥羽山荘は、真木真昼県立自然公園の中核的施設であり、また、年間4万5千人以上が利用する温泉施設であることから、観光及び温泉保養施設として地域に残す方策について検討した結果、今般、株式会社わらび座に一定期間、一定額の支援をしながら施設を無償譲渡し、営業を継続していただくことで協議が整ったところであります。

つきましては、これを譲渡するため、議案第114号、大仙市太田国民休養地奥羽山 荘条例を廃止する条例の制定によって奥羽山荘を廃止するものであり、平成20年4月 1日を施行日とするとしております。

議案第115号、財産の譲与につきましては、議案記載のとおり奥羽山荘の建物、車両及び備品を株式会社わらび座に無償譲渡することについて、平成20年3月14日に同社と仮契約を締結したところであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により

議会の議決をお願いするものであります。

なお、譲渡に当たっての条件でありますが、譲渡後10年間、これまでと同様に温泉 保養施設として運用するものとし、市の承認を得ずにこれに反した場合は、契約に基づ き違約金を市に支払わなければならないこと。また、この期間中に質権等の権利の設定 や売買等による所有権の移転を禁ずるもので、これに違反した場合も同様に違約金を市 に支払わなければならないこととしております。

このほか、市は年額2,000万円を7年間、それから奥羽山荘に係る固定資産税額の2分の1相当額を5年間、観光事業推進支援金として株式会社わらび座に支払うものであります。

議案第116号、財産の無償貸付につきましては、奥羽山荘の無償譲渡に伴い、当該建物の敷地については株式会らわらび座に無償で貸し付けることとし、平成20年3月14日に同社と仮契約を締結したところであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第117号、太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定につきましては、奥羽山荘に隣接するこれらの施設につきまして、奥羽山荘の譲渡に際し、これと一体的な管理運営を行うことで観光施設としての相乗効果の波及を期待し、これら施設の指定管理者として株式会社わらび座を指定するもので、指定期間は平成20年4月1日から平成22年3月31日までの2年間としております。

次に、資料No. 7の補正予算書の方をご覧いただきたいと思います。「3月補正 (追加)」というふうに書いているものでございます。

はじめに1ページであります。資料No. 7の補正予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第118号、平成19年度大仙市一般会計補正予算(第13号)につきまして、 ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、株式会社わらび座に対する奥羽山荘の施設譲渡及び奥羽山荘周辺施設の指定管理に伴う債務負担行為の設定、並びに市道除排雪の出動回数の増加に伴う除雪対策費の補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,700万円を追加し、補正後の予算総額を464億2,968万4千円とするものであります。

4ページをご覧いただきたいと思います。

債務負担行為の補正であります。太田ふれあいの里及び太田農村体験の里指定管理料

につきましては、期間を平成20年度から平成21年度までとし、限度額を1,004万4千円とするものであります。

また、観光事業推進支援金につきましては、期間を平成20年度から平成26年度までとし、但し、固定資産税額の2分の1相当額につきましては平成21年度から平成25年までとし、限度額を1億4,000万円及び固定資産税額の2分の1相当額とするものであります。

次に、事項別明細書により順にご説明申し上げます。

7ページになります。

歳入10款地方交付税は、特別交付税として6,800万円の補正。

15款県支出金は県道除雪委託金として900万円の補正であります。

次のページ、8ページになります。

歳出8款土木費は、市道除排雪における出動回数の増加に伴う除雪対策費として 7、700万円の補正であります。

以上であります。

次に、資料No.8の補正予算書をご覧いただきたいと思います。「当初追加補正」と書いております。

はじめに1ページになります。

議案第119号、平成20年度大仙市一般会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、奥羽山荘の施設譲渡に伴う長期債元金の一部繰上償還金及び譲渡 先となる株式会社わらび座に対する観光事業推進支援金についての補正であり、歳入歳 出予算の総額に、それぞれ3,433万9千円を追加し、補正後の予算総額を413億 555万3千円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明申し上げます。

6ページになります。

歳入10款地方交付税は、普通交付税として2,000万円の補正。

18款繰入金は、減債基金繰入金として1,433万9千円の補正であります。

歳出7款商工費は、奥羽山荘の譲渡に伴い、株式会社わらび座に対する観光事業推進 支援金として2,000万円の補正であります。

8ページになります。

12款公債費は、奥羽山荘の譲渡に伴い、譲渡部分に係る長起債元金の繰上償還金として1,433万9千円の補正であります。

以上、提出議案につきまして一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(大坂義徳君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、15番。
- ○15番(大野忠夫君) 議案第113号、職員の特殊勤務手当に関する条例の部分で少し質問させていただきます。

この特殊勤務手当というのは、この名前からいって相当な特殊な、普段できない仕事をしている方々の部分だなと思います。この中で著しく特殊な勤務ということになっておりますけれども、この著しく特殊な勤務というのはどういう勤務を指しているかなと、具体的にその辺を話をしていただきたいと思います。それから、給料で考慮されている勤務と認められるものというのは、どういう勤務の方々が給料では認められいるのか。それから、業務委託等により、その対応が変化しているもの、業務委託というのはどういうものを業務委託してこのような考え方になるのか。それから、算定基準でありますけれども、この算定基準の要素というものはどういうもので積み重ねられているのか、この4点についてまずお伺いしたいと思います。

- ○議長(大坂義徳君) 答弁を求めます。栗林市長。
- ○市長 (栗林次美君) 総務部長から答弁させます。
- ○議長(大坂義德君) 老松総務部長。
- ○総務部長(老松博行君) 今回の特殊勤務手当の見直しにつきましての基本的な考え方 をご説明させていただきたいと思います。

最初にご指摘にありました特殊勤務手当の中で著しく危険、不快、不健康な、また困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とするが給料で考慮することが適当でない場合に、それぞれの自治体が条例で定めて支給するというふうな考え方でおります。

しかし、全国的には給食業務に従事する調理士へ調理士手当、戸籍事務に従事する職員への戸籍登録手当など、本来の趣旨に合致しない手当が見られるというようになったことから、平成16年、総務省が全国の都道府県、全国の政令指定都市を調査、その結果を公表し、改善を求めているという背景がございます。

その主な観点でありますけれども、国家公務員に設けられていない特殊勤務手当の場

合、その必要性と妥当性について検討しなさいということであります。それから、給料で措置されている勤務との重複というような点、それから月額支給等の是正、特殊勤務手当は対象業務への従事に応じて支給されるべきであるというような考え方からの点、こういう3点が主な観点としてございます。

大仙市の対応といたしましては、行政改革集中プランの中でも特殊勤務手当の総点検をうたっております。今回そういったことで見直しを実施したものでありますが、先程申し上げました上記3点のほかに技術の進歩や制度改正によって業務が変化し不要となった手当がないか、それから、どのように危険、不快、不健康、困難、特殊かを市民に説明できるかというような観点で今回見直しを実施したところであります。国、県、他市の状況、支給実績などを調査し、見直しを行ったということであります。

こうした見直しにつきましては、全国的に先程申し上げましたように実施されている ところであります。

変更の中身でございますけれども、見直しの中身でありますが、まず市税事務に従事する職員の関係でありますが、家屋調査や申告など賦課のための外勤及び面接調査等につきましては、通常業務の範囲内で給料で措置される勤務と重複しているのではないかというような考え方で今回廃止したところであります。また、徴収事務の中で滞納者の整理、処分等でありますが、不快、困難を伴う業務であり、徴収に従事する職員の特殊勤務手当として今回組み替えたものでございます。

それから、福祉事務所に勤務する職員の生活保護のケースワーカーの関係でありますが、福祉現業、あるいは社会福祉手当として県及び多くの市で措置されているところであります。当市におきましても生活保護のケースワーク業務に支給するという考え方であります。ただ、現行は月額の定額支給でありますが、業務への従事毎の支給という形で、今回、日額支給に変更させていただいたものであります。

それから、家畜防疫事業に従事する職員の特殊勤務手当につきましては、死亡獣畜の搬送、消毒等の作業に対する手当でありますが、現在は業者委託であり、職員が従事しないことから廃止させていただいたものであります。

それから、特殊自動車の運転業務に従事する職員の関係ですが、大型特殊自動車の運転に対する手当でありますが、従事者は技能員、運転員でありまして、給料で措置されている勤務という考え方で重複しているので廃止という考え方であります。

なお、道路除雪につきましては、現在、業者委託となっているところであります。

それから、保健活動に従事する職員の特殊勤務手当ということにつきましては、保健 師が感染症の恐れのあるもの、または精神障害者に対して保健活動を行った場合に支給 されるとしておりますが、市レベルではほとんどそういう措置がされておらないので、 給料で措置される勤務の範囲内として今回廃止という見直しをさせていただいたもので あります。

なお、感染症の恐れのあるものの救護等の場合には、防疫作業に従事する場合の特殊 勤務手当が措置されるという考え方でおります。

それから、下水道現場作業に従事する職員の関係ですが、下水道マンホール内での点 検作業等に対する手当でありましたけれども、業者委託であり、職員が従事しないこと から今回廃止という見直しであります。

それから、火葬作業に従事する職員の関係ですが、西仙北火葬場での火葬業務の手当、 対象職員は1名でございます。不快かつ特殊な業務であるということで、近隣の例と比 較して高額でありますが、また、火葬の日は専従というふうになることから、支給単位 を体数、数じゃなくて従事する日数に変更したというものでございます。

それから、老人保健施設に勤務する職員の特殊勤務手当、それから特別養護老人ホーム等に勤務する職員の特殊勤務手当につきましては、介護保健施設等での常時介護・看護業務に対する手当でありますが、給料で措置されている勤務と重複しているという考え方で廃止という考え方ですが、ただ、今、支給額が大きいということから経過措置、3年間の経過措置を図りながら廃止するという考え方であります。

それから、最後になりますが、病院の勤務に関する医師及び薬剤師以外の職員に関する部分ですが、市立大曲病院が精神病院であるというようなことで危険手当というような考え方で常勤職員に支給しておりましたけれども、給料で措置される勤務と重複しているのではないかというような考え方で今回廃止というようなことであります。

今回、現行の20項目のうち、廃止という形で見直しをさせてもらったのが8項目、 支給額、支給方法等を変更したものが4項目、現行継続というものが8項目と、そう いうような内訳になっております。

以上、今回の見直しの考え方につきまして説明させていただきました。

- ○議長(大坂義德君) ほかに。はい、15番。
- ○15番(大野忠夫君) 今、私の聞いた部分について、ここの文章を見ればそのように 書いているわけですけれども、業務委託した……、これからの部分については、もしか

して後でも結構ですので、資料でいただければなと思います。業務委託したものが何々なのか、それから給料で考慮されている勤務というものが何々あるのか、それから算定基準の関係ですけれども、これちょっと答弁漏れているんじゃないかなと思いますけれども、この辺具体的にひとつお願いしたいなと思います。

それからもう一点、ついでですので議案第112号の一般職の職員の給料に関するものですけれども、この部分と今言った113号は、これはあくまでも労働条件にかかわる問題だと思います。したがって、市役所の中にある労働組合の団体とはしっかりと話をしているのかどうか、これをひとつお願いしたいと思います。

- ○議長(大坂義徳君) 答弁を求めます。栗林市長。
- ○市長(栗林次美君) 大仙市に2つの職員団体がございますけれども、大体12回、団体交渉に準ずるもの、あるいは団体交渉含めまして12回、話し合いを継続してきまして、組合の方、職員団体の方からも同意を得た上で提案させていただきました。
- ○議長(大坂義德君) 老松総務部長。
- ○総務部長(老松博行君) 先程ご指摘ありました業務委託になっているもの、それから 給料で対応、手当しているもの、それから算定基準、それにつきましては後程資料で提 出させていただきたいと思います。
- ○議長(大坂義德君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義德君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

議案第108号から議案第113号までの6件は総務常任委員会に、議案第114号から議案第117号までの4件は企画産業常任委員会に、議案第118号及び議案第119号の2件は、それぞれ所管する各常任委員会に付託いたします。

申し上げます。この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。本会議の開会時刻は午後2時半を目途に再開したいと思います。よろしくお願いします。

午後 1時50分 休 憩

.....

午後 3時47分 再 開

- ○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- ○議長(大坂義徳君) 日程第116、議案第108号から日程第121、議案第113

号までの6件を一括して再び議題といたします。

本6件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長29番竹原弘治君。はい、 29番。

○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 休憩前の本会議において、当委員会に審査付 託となりました事件について、本会議休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結 果について順次ご報告いたします。

はじめに、議案第108号「大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、質疑において「審議会の意見はどのようなものがあったのか」との質問があり、当局からは「委員会としては妥当である。付帯意見もなかった。個々の委員から、横手市よりも報酬が高いが議員としてのモチベーションが高いのなら妥当である。市としても税収も頭打ちになっていることから収入の確保に努めるべき。また、職員給与もカットしていることからやむを得ないとの意見がありました」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべき ものと決した次第であります。

次に、議案第109号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第110号「大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第111号「大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件については、格別なる質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第112号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、質疑において「職員の2つの組合とは合意を得られたと市長からあったが、確認をしたい」との質疑があり、当局からは「3月7日に自治労系の組合とは合意している。また、自治労連系の組合においては、議決されれば協力すると回答を得ている」との答弁がありました。

職員給与の削減効果についての質問には、「一般職では約1億890万円を初めとして、合計で約1億5,860万円の効果である」との答弁がありました。「一般的に賃金カットの風潮にあるが、行政改革でもって財政改革にあたってもらいたい」との強い要望もありました。

また関連して、花館財産区について「市の財政事情が厳しい中で同財産区は財政事情が良いので負担を求めても良いのでは、職員の事務補助もやめるべきではないか」との意見がありました。当局からは「職員の仕事の手伝いのあり方について適正なのかをもう一度確認したい。また、財産区については特別公共団体であり、協議してまいりたい」との答弁がありました。

討論において、「昨年度は国の人事院勧告に基づいたが、本案は市独自で減額したもので、地域経済や市財政にとっても影響が大きいので本案は認められない」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した 次第であります。

次に、議案第113号「大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、質疑において「算定基礎の変更になったことについて、収入が実質減額になるのか」との質問には、「実質的に下がることが多い」との答弁。また、「技能職員などの給与体系を見直すつもりはないのか」との質問には、「組合との交渉の中でも出てきている。今後とも組合と協議して詰めていきたい」との答弁がありました。

討論において、「特殊勤務手当の見直しは悪いことではないが、給与の低い職員の手取りが減るということなので、給与の改善を求めるとともに本案には反対する」との意見がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した 次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第112号を採決いたします。

この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義德君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第113号を採決いたします。この採決は起立により行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、 委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大坂義德君) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次中、ただいま議題となっております案件中、議案第108号から議案第111号までの4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決しま した。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第122、議案第114号から日程第125、議案第 117号までの4件を一括して再び議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。

○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第114号「大仙市太田国民休養地奥羽山荘条例を廃止する条例の制定について」から議案第117号「太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について」の4件につきましては、関連があることから一括議題として、当局から説明を求め、質疑において「譲与財産にかかわる固定資産の2分の1についてはどのくらいと見込んでいるのか」との質疑に対し「仮り評価であるが、年額400万円とみてい

る」との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第115号及び議案第116 号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本 2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しま した。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第114号及び議案第117号の 2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本 2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第126、議案第118号を再び議題といたします。本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。
- ○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第118号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第13号)」のうち、当委員会の所管する予算につきまして、当局の説明に対し、格別なる質議・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長15番大野忠夫君。はい、15番。

○建設水道常任委員長(大野忠夫君)【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催いたしましたので、その経過及び結果についてご報告します。

議案第118号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第13号)」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、「除雪対策費の7,700万円のうち地域の職員の話の中では既に5,000万円は食い込んでいる。残ったのは2,700万円しかないが、これからは排雪作業が十分に対応できるのか」との質疑では、「2月分の日報をまとめた段階では約5,136万円ほどであった。3月中の除雪経費、排雪費約2,563万円を補正予算として計上した。この予算の範囲内でできるものと考えている」と答弁されました。

また、「排雪の状況によっては砂利も一部入り込むと思うが、その整理も含んだ予算なのか」との質疑では「極力、砂利をはがないように作業をしている。19年度は排雪までの予算で、砂利等が農地に入った場合は20年度の維持費の中で対応したい」と答弁されました。

さらに委員からは、「今年度は直営から委託に変わって割り増しなのか、それとも削減なのか」との質疑では、「試算では平年並みの30回出動ラインを分岐点として、それより少ない出動であればオペレータの関係から経費の節減が図られる」との答弁でした。

また、「先の専決処分の補正予算で1億9,000万円を補正したが、それでは十分でなかったのか」との質疑では、「専決は2月1日時点で2月・3月については十分であるとの判断であったが、2月中盤から3月の降雪量が多かったので補正予算の対応と

なった」と答弁されました。

さらに、「特別交付税はどのくらい入ってきているのか」との質疑では、「特別交付税の交付決定額は15億7, 905万7千円で、交付は12月に3億719万2千円、3月分として残りの12億7, 186万5千円が交付された」と答弁されました。それに対し委員からは「十分除雪に対応できる交付金がきているのだから、前もって12月頃にしっかりとした予算を組んでもらいたい」と要望がありました。

その他、2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了として、採決の結果、 出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。 以上で報告を終わります。

○議長(大坂義德君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより議案第118号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告 は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま した。

- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第127、議案第119号を再び議題といたします。 本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長29番竹原弘治君。 はい、29番。
- ○総務常任委員長(竹原弘治君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第119号「平成20年度一般会計補正予算(第1号)」について、当委員会に 審査付託となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの補正予算の 内容説明に対し、格別なる質疑・討論はなく、出席委員の一致をもって、本件は原案の とおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。 次に、企画産業常任委員長30番児玉裕一君。はい、30番。

○企画産業常任委員長(児玉裕一君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第119号「平成20年度大仙市一般会計補正予算(第1号)」のうち当委員会の所管する予算につきまして、当局の説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本件は出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(大坂義徳君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 討論なしと認めます。

これより議案第119号を原案について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されま した。
- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第128、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務 調査についてを議題といたします。

各委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第97条第1項及び103条の規定 により、継続審査及び所管事務調査について、審査及び調査が終了するまで継続して審 査及び調査をいたしたいという申し出があります。各委員長からの申し出のとおり、閉 会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事 務調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

- ○議長(大坂義徳君) 次に、日程第129、議案第120号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。栗林市長。
- ○市長(栗林次美君)【登壇】 議案第120号、副市長の選任についてご説明申し上げます。

本案は、空席となっているもう一人の副市長について、現在市が抱える多くの課題の解決のため、議案記載のとおり山王丸愛子氏を選任させていただきたく、地方自治法第 162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

氏は現在、秋田県の職員で、総務、人事、男女共同参画、福祉など幅広い行政経験を経て、ここ数年は市町村に最も身近な地域振興局の要職を務められており、市町村行政にも明るいことから、副市長として県との連携を強め、多くの行政課題に的確に対応し、市政発展に貢献できる人材と確信しております。

なお、久米副市長との事務分担についてでありますが、久米副市長には農林商工部、 建設部、水道局、市立大曲病院に関する事務並びに教育委員会の施設管理などハード部 門及びその他の行政委員会に関する事務、山王丸氏には市民生活部及び健康福祉部に関 する事務並びに教育委員会のソフト部門に関する事務を主に担当していただく予定で、 重要または異例な事務並びに総務部及び企画部に関する事務については共同して処理し てもらう考えであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申 し上げます。

○議長(大坂義徳君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第120号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会の付託を 省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義德君) 討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。 投票の準備のため、暫時休憩いたします。

午後 4時13分 休 憩

.....

午後 4時16分 再 開

○議長(大坂義徳君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(大坂義徳君) ただいまの出席議員数は、議長を除き27人であります。 投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(大坂義徳君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(大坂義徳君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件に同意する諸君は「賛成」と、不同意とする諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて投票願います。

なお重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により「否」とみなします。

点呼を命じます。

(事務局職員点呼、投票)

○議長(大坂義德君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大坂義徳君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長(大坂義徳君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番佐藤隆盛君、14番佐々木洋一君、26番佐藤孝次君を指名いたします。よって、3人の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(大坂義徳君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票、これは先程の出席議員数に符合いたしております。

そのうち賛成18票、反対9票。

以上のとおり賛成が多数であります。よって本件は、同意することに決しました。

○議長(大坂義徳君) 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成20年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 4時26分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議員

議員

議員